



四季の里  
Village of Four Seasons

# 農村いちば で 農作物を販売しませんか？



「四季の里農村いちば」とは…？

四季の里入園ゲートの正面、屋根付きの広場は  
福島市内の生産者の方が農作物を対面販売できる  
スペースです。

お問合せ先

[四季の里] 福島県福島市荒井字上鷲西1-1

TEL **024-593-0101**



四季の里園内MAP

詳しくは2枚目

[四季の里農村いちばご利用案内]をご覧ください。

## 四季の里「農村いちば」ご利用案内

### 利用規定

- 1、 福島市在住の生産者に限ります。
- 2、 販売商品の生産履歴が必要となります。  
用紙は四季の里事務所にございます。  
出荷が制限されている商品は販売できません。
- 3、 本市で生産された自作の野菜、果物、花木等の農産物、またはその6次化産品に限ります。  
仕入れて販売することはできません。
- 4、 農村いちばの使用料は1区画500円です。  
利用の申込みは先着順とし、2週間前より受付を開始します。  
当日の受付は8時30分より、四季の里事務所で行います。  
イベント等開催時には、使用できないこともあります。
- 5、 営業時間は午前9時より午後4時30分までです。  
午前9時から午後4時まで、農村いちば内へ車の乗り入れはできません。  
搬入後、車両は所定の場所に駐車してください。
- 6、 出店の際はネームプレート及びプレートは常時明示してください。
- 7、 販売品は、販売者の名前、住所、連絡先をラベル等で明記して販売してください。
- 8、 電気・水道の使用については、四季の里事務所にご相談ください。

### 6次化産品の販売について

- 1、 農村いちばで「6次化産品」の販売が可能です。
  - ①「四季の里 産品開発室」で製造した商品
  - ②それ以外の製造所で製造した商品上記により販売条件が異なりますので、ご注意ください。  
詳しくは別紙「チェックシート」をご確認ください。
- 2、 ご不明の点があれば、四季の里事務所にご相談ください。

## 規定の詳細事項

- 1、 6次化産品の鮮度・品質には責任を持って販売してください。  
販売におけるトラブルについては、各自の責任において対処願います。
- 2、 来園者との対話においては言動に十分配慮してください。  
来園者からのクレーム等が多い場合、出店を許可しないことがあります。
- 3、 農村いちば使用における事故等には十分ご注意ください。
- 4、 販売する際、許可の必要なものがあります。  
四季の里事務所の指導に従ってください。
- 5、 出店場所については、四季の里事務所の指導に従ってください。  
販売場所は受付の際、「農村いちば使用状況」にご記入いただきます。  
受付時の場所より移動するときは、事務所にご連絡ください。
- 6、 区画外へ出での販売はご遠慮ください。
- 7、 区画外への看板等の設置はできません。
- 8、 販売台の高さ等については良識の範囲内をお願いいたします。
- 9、 販売終了後は、各自が清掃を行いごみ等はお持ち帰りください。  
お帰りの際は、各自がプレート等の返却をお願いいたします。  
農村いちば使用の領収書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

## 6次化産品販売チェックシート

### 1、対象基準

- 福島市内の生産者またはその家族である。
- ↓
- 6次化産品に自作（自家製）の福島市産農産物を使用している。
- ↓
- 「農村いちば」利用規定に同意すること。 ⇒ 2A

### 2、製品基準

- 【四季の里「農産加工館」で製造された商品である】
- 消費期限・賞味期限がきれていない。
- ↓
- 商品ラベルなど販売商品から販売者が確認できる。 ⇒ **販売可能**

- 【四季の里「農産加工館」以外で製造された商品である】
- 製造所が取得している製造許可が確認できる。
- ↓
- 常温保存品である。
- ↓
- 賞味期限や消費期限が記載してあり、期限がきれていない
- ↓
- 製造ラベルが貼り付けてあり、成分表示など適切である。
- ↓
- 商品より販売者が確認できる。 ⇒ **販売可能**